

(電子メール施行)
高第 2141 号
令和5年2月20日

各高齢者福祉施設の管理者 様
各介護サービス事業所の管理者 様

兵庫県福祉部高齢政策課長

高齢者施設等における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について(通知)

平素は、本県の高齢者福祉行政の推進及び感染症防止対策に御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

マスク着用の取扱い、面会の実施に関して国の方針が示されたことを踏まえ、県新型コロナウイルス感染症対策本部は、2月13日付けで「新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針」を改定しましたので、お知らせします。

については、各施設等において、下記の点にご留意の上、引き続き対策に取り組んでいただきますようお願いいたします。

記

1 マスク着用の取扱い

- 令和5年3月13日以降のマスク着用の取扱いについて国は、個人の主体的な選択を尊重し、着用は各個人の判断に委ねることを基本としたうえで、感染防止対策としてマスクの着用が効果的である場面など、一定の場合にはマスク着用の推奨を行うこととしています。
- 高齢者施設等でのマスク着用の取扱いについては、高齢者等重症化リスクの高い方への感染を防ぐため、次のとおりとなりますので、対応をお願いします。
 - ・ 高齢者施設等の従事者については、勤務中のマスクの着用を推奨
 - ・ 高齢者施設等への訪問の場面では、マスクの着用を推奨

【参考】国事務連絡(マスク着用の考え方の見直し等(特に高齢者施設等における取扱い)について)

本文: <https://www.mhlw.go.jp/content/001058927.pdf>

別添: <https://www.mhlw.go.jp/content/001058957.pdf>

リーフレット: <https://www.mhlw.go.jp/content/001058958.pdf>



2 面会の実施

- 面会については、面会者からの感染を防ぐことは必要ですが、利用者及び家族にとって重要なものであることから、利用者及び家族のQOLの観点を重視し、地域における感染の発生状況等も踏まえるとともに、面会者及び利用者の体調、ワクチン接種歴、検査結果等を考慮し、直接面会を含めた対応の検討をお願いします。

- 直接面会を実施する場合は、引き続き感染防止対策の徹底をお願いします。

【参考 1】国 HP(高齢者施設における面会の実施に関する取組について)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/index_00014.html



【参考 2】国事務連絡

(高齢者施設等における面会の再開・推進にかかる高齢者施設等の職員向け動画及びリーフレットについて)

<https://www.mhlw.go.jp/content/001048693.pdf>



【参考 3】国事務連絡(社会福祉施設等における面会等の実施にあたっての留意点について)

<https://www.mhlw.go.jp/content/001042423.pdf>



3 基本的な感染対策の徹底

- 今一度、3密の回避、適切なマスク着用、手洗いや手指消毒、効果的な換気など基本的な感染対策の徹底をお願いします。

- 職員に対して、出勤前の検温や、風邪症状などが見られる場合に出勤しないことについて、再度徹底いただくようお願いします。

- 効果的な換気(2方向の窓開けや気流を阻害しないパーティションの配置等)

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/taisakusuisin/bunkakai/dail7/kanki_teigen.pdf



【参考】国事務連絡

(高齢者施設等における感染対策の徹底について (その2))

<https://www.mhlw.go.jp/content/001020703.pdf>



- 感染症対策に必要な衛生資材(ガウン、N95 マスク、キャップ、フェイスシールドなど)は、利用者の陽性が判明した時点から直ちに必要となるので、日頃から、一定数の備蓄を行っていただきますようお願いします。

- 感染発生施設等で共通して見られた指摘事項への対応等
(普段は見落とされがちだが気を付けるべき内容や必要な取組等)

● 動画

兵庫県看護協作成動画「高齢者施設職員のための新型コロナウイルス感染対策」

<https://hyogo-ch.jp/video/1389/>



● ポスター

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf05/0uenhaken.html#ka02>

※リンク先県 HP「新型コロナウイルス感染症感染予防ポスターをご活用ください。」を参照



● 「チェックリスト」

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf05/documents/betsuten4.pdf>



● 「感染対策の手引き」

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000814179.pdf>



4 高齢者施設等での検査

- 入所系・通所系・訪問系の施設等(政令市・中核市所在分を除く。)を対象に、抗原検査キットによる週2回の検査を行う「従事者に対する定期的検査」を実施しています。
- この事業で配布した抗原検査キットは、①濃厚接触者になった従事者の待機解除のための検査、②有症状の従事者や利用者の早期検査、③施設内での一斉検査など、施設等が必要と判断した場合の検査に活用することも可能です。
- 早期の感染発見による感染拡大防止のため、未実施の施設等についても、積極的に検査を行っていただくよう、改めてお願いします。

【参考】 県 HP (「高齢者施設の従事者に対する新型コロナウイルス感染症病原体検査の実施について」)

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf05/shisetsukensa2.html>



本県の対処方針 (新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針)

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk03/taisho/coronataishohoushin0413.html>



高齢政策課介護基盤整備班(高年施設担当)
e-mail : koreiseisaku@pref.hyogo.lg.jp